

神奈川県議会議長 小島 健一 殿

神奈川県人事委員会委員長

小池 治



条例案に対する意見について（回答）

令和4年2月10日付け神議第1710号により意見を求められました次の条例案については、異議ありません。

**定県第26号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例のうち、第1条に関する部分**

（理由）

この条例案は、新たに職員になった者のサービスの宣誓に関し、任命権者等の面前における宣誓書への署名を不要とするなど、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

**定県第27号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

（理由）

この条例案は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる不妊治療休暇の新設に伴い、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

**定県第28号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

（理由）

この条例案は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件について在職期間を考慮しないこととするとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるため、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

問合せ先

給与公平課公平グループ

電話 045-651-3253